令和７年（フ）第１１０号
千葉県大網白里市みずほ台３―26―20　レオパレスメルズ201号室、開始決定時の住所茨城県神栖市太田402番地　恵日荘２－５
破産者　有岡　　太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第５１号
茨城県鹿嶋市大字平井1128番地223　ハピネスヒルⅢ101
破産者　坂本　　光
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４０８号
埼玉県東松山市山崎町14番地30　ドルチェビータⅢ　302、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字藤兵衛新田232番地の１グランメール綾瀬101号
破産者　小林　舞（破産手続開始決定時の氏篠原）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５６６号
埼玉県川口市大字里1021番地の１
破産者　井上　康男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７０９号
埼玉県川口市東領家２丁目15番４―ハ号
破産者　関根　大策
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８５２号
埼玉県川口市東川口６丁目12番24号　パレブラン201号
破産者　矢田部尚子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７６号
さいたま市北区吉野町２丁目220番地35
破産者　平松　和之
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５０号
埼玉県川口市大字藤兵衛新田222番地の２リヴィエール綾瀬103号
破産者　佐藤　拓也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１００号
さいたま市見沼区春野１丁目６番９―506号
破産者　河田　健吾
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１２７号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲408番地10
破産者　渡邊　史也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５８号
さいたま市大宮区土手町１丁目117番地１レオネクストみやび大宮212号室
破産者　小川　藍人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６５号
埼玉県加須市串作134番地３
破産者　福田　明生
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１７９号
埼玉県川口市前上町27番21―302号　コスモ川口グランステージ
破産者　関口　　翼
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７９号
香川県丸亀市中府町３丁目10―13　グランドステータスペイソルＫ２　101号、住民票上の住所埼玉県所沢市向陽町2156番地の６　プラネ向陽１―102
破産者　金田　　剛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８０号
埼玉県所沢市向陽町2156番地の６　プラネ向陽１―102
破産者　金田　久玲
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８６号
埼玉県狭山市中央１丁目33番８号
破産者　澤田　侑希
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４２７号
東京都中野区白鷺２丁目13番３―407号
破産者　山田　泰之
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４５６号
埼玉県川越市大字中福18番地４
破産者　町田　義行
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１７０２号
神奈川県鎌倉市鎌倉山４丁目12番48号
破産者　藤村紗耶香（旧姓吉野）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部